

毎月15日までの会費集金
にご協力をお願いします。
会計 山崎孝亀

春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

http://kasugaiminsyo.st1.jp



「愛知県嚴重警戒措置」 8月11日まで実施

愛知県からの要請内容

7月12日(月)～8月11日(水)

「愛知県嚴重警戒措置」期間

営業時間の短縮	午後9時まで
酒類の提供	可
カラオケ設備	自粛
交付額	1日あたり2.5万円～

「愛知県嚴重警戒措置」に移行しました。愛知県に出されてきた「まん延防止等重点措置」が終わり、7月12日(月)からは「愛知県嚴重警戒措置」に変わりました。

春日井市の場合、要請内容は左の通りで、「まん延防止等重点措置」対象区域から外れた7月3日以降とほぼ同じ内容です。

感染防止対策協力金(6月21日～7月11日実施分)の申請開始は7月19日(月)の予定です

第六次分となります。先週号でもお伝えした通り、春日井市の場合、7月2日以前と7月3日以降で要請内容と交付額が変わっていますので、注意しましょう。

「あいスタ認証」とは?

これまで協力金を受給した各店舗では、愛知県の「安全・安心宣言施設」に登録しPRステッカーとポスターを掲示しているところですが、先月末から「ニユーあいちスタンダード(あいスタ)」認証制度が始まっており、問い合わせが多く寄せられています。

「あいスタ」とは、新型コロナウイルス感染防止のための50に及ぶチェック項目を満たしているかを県の調査員が立ち入り調査を行い、認証されれば「あいスタ認証店」として県のホームページに公表されるというものです。

協力金についてはあいスタ認証なしで申請可能です

「あいスタ認証を受けなければ協力金の申請はできないのか」という問い合わせもありますが、現時点では、「7月12日～8月11日実施分」の協力金の実施概要には、あいスタ認証を受けていることは必須要件ではなく、認証なしでも申請可能です。

「緊急事態措置」、「まん延防止等重点措置」、そして今回の「嚴重警戒措置」と、県の要請内容はめまぐるしく変わっています。飲食業の会員からは「次はいつの申請をすればいいのか。訳が分からない」との声も上がっています。

営業方法や協力金の申請で、わからない点があれば、お気軽に民商までお問い合わせください。



一部カレンダーと違うので注意!

「東京オリンピック」強行開催に伴い祝日が移動するため、事務所の業務時間も下記の通り変更します。

7月19日(月)は通常業務です。

7月22日(木)と7月23日(金)

は休業します。ご注意ください。

納税に困ったら民商に相談を!

新型コロナウイルスの影響で、「税金が払えない!」という相談が増えています。

★税務署、市役所との話し合いで換価の猶予を申請

南支部のYさんは、コロナの影響で売上が激減し、昨年から続けていた過去分の分納が難しいため、税務署と市役所で納税相談し、いずれも換価の猶予が認められました。Yさんは「売上が減って、今まで通りの分納では厳しい。民商に相談したら市役所まで同行してくれて、分納も認められて助かった」と話します。

このように民商では、市との話し合いで無理のない納付をすすめています。毎年11月の春日井市交渉では、「納税相談を行い、納付計画を守っている限り差押は行わない」との回答も得ています。

納税に困ったら、一人で悩まずに民商にご相談ください!